

令和7年度	胎内市高野橋の架け替え促進に係る 検討業務委託	実施設計	調査		
			設計		
委託番号		施工地(委託場所)			
		胎内市 高野 地内ほか			
実施・元		変更			
設計額	円			円	
契約額 (内消費税額)	円 ( 円))			円 ( 円))	
委託・履行日数	委託日数 又は 完成期限 令和 8年 3月 19日	日間	委託日数 又は 完成期限 令和 年 月 日	日間	
実施 (元)	胎内市高野橋の架け替え促進に係る検討業務委託 計画準備 高野橋の基礎情報等の整理 現状における課題整理と整備の必要性に係る検討 打合せ協議 成果品作成	1式 1式 1式 1式 1式	変更		
設計概要			設計概要		

胎 内 市

### 消費稅總括表

( 単位 : 円 )

## 內訣明細書

### 第1号明細表

計画準備

1式当たり

第2号明細表

## 高野橋の基礎情報等の整理

1式当たり

第3号明細表

## 現状における課題整理と整備の必要性に係る検討

## 1式当たり

第4号明細表

成果品作成

1式当たり

第5号明細表

打合世協議

1式当たり

# 胎内市高野橋の架け替え促進に係る検討業務委託

## 特記仕様書

### (適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、胎内市高野橋の架け替え促進に係る検討業務（以下「本業務」という）委託に適用する。

本仕様書に疑義を生じた場合及び仕様書に変更を要する場合は、胎内市（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）の協議によって定めるものとする。

### (業務の目的)

第2条 胎内市北部の胎内川に掛かる高野橋は、新潟県道173号中条乙線の一部で、（都）西中央通り線として都市計画決定（幅員は、一般道路部18m、橋梁部（高野橋）12m）されている。本路線は、起点である国道7号から競技場前交差点までは完成断面で共用済（このうち本郷交差点から競技場前交差点までは令和4年度に共用）であるが、当該橋梁部を含む競技場前交差点以北は未整備（概成済）の状態となっている（令和6年度に胎内市が実施した都市計画道路の見直し検討では、「継続」の扱い）。

また、本路線は、胎内市における南北方向の主要軸であるため比較的の交通量が多い上、高野橋の周辺には工業団地が集積することから、日常的に大型車の通行も多い。

一方、当該橋梁部の幅員は8.9m（歩道2.9m、車道6.0m）と狭く、特に冬期間の通行には支障をきたす状況となっており、周辺の事業者等からも早期の拡幅整備が求められている。

このような状況を踏まえ、本業務では、高野橋の整備に係る必要性や合理性を検討することを目的とする。

### (準拠する法令等)

第3条 本業務の実施にあたり、受託者（以下「乙」という。）は、本特記仕様書、胎内市財務規則、関係法令等に基づき、委託者（以下「甲」という。）と密接な連絡をとり正確かつ誠実に業務を行わなければならない。

### (対象範囲)

第4条 本業務の対象範囲は、（都）西中央通り線に関わる周辺地域とする。

### (履行期間)

第5条 本業務の履行期間は、契約日から令和8年3月19日までとする。

(業務計画書の作成)

第6条 「乙」は、契約締結後、業務の実施に先立ち速やかに業務計画書を作成し、「甲」の承諾を受けるとともに、業務計画書に基づいた工程管理を行い、作業の進捗状況を随時報告するものとする。

(提出書類)

第7条 「乙」は、契約締結後、速やかに下記の書類を提出しなければならない。

1. 業務着手届
2. 技術者選任届
3. 業務工程表
4. 業務計画書
5. その他「甲」が必要と認めるもの

(業務内容)

第8条 本業務の内容は以下のとおりとする。

1. 計画準備  
本業務の目的を踏まえ、計画的・合理的に業務を遂行するための検討内容やスケジュール等を検討し、業務計画書を作成する。
2. 高野橋の基礎情報等の整理  
高野橋の基礎情報として、以下の内容等を整理する。
  - ①基礎情報（供用年度、構造、幅員、交通量、補修・履歴状況（橋梁点検結果）、渡河間隔、事故等の発生件数等）
  - ②高野橋を含む（都）西中央通り線の上位計画等における位置づけ
  - ③周辺の土地利用・施設立地状況等
  - ④胎内警察署及び企業（周辺3社程）からの聞き取り
3. 現状における課題整理と整備の必要性に係る検討  
課題の整理・計画幅員の妥当性検討と整備の必要性に係る検討。  
上記2の結果を踏まえ、前後の区間を含む高野橋の現状における課題並びに計画幅員（車道10m・片側歩道2m）の妥当性を検討すると共に、整備の必要性・合理性を整理する。
4. 成果品作成

(管理技術者)

第9条 本業務に関わる管理技術者は、技術士法32条により登録された技術士（建設部門：都市及び地方計画）またはRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者でなければならない。

(協議)

第 10 条 本業務の実施にあたって業務着手時、成果品納入時において、乙は甲と協議を行うものとする。なお、業務着手時および成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

(資料の貸与)

第 11 条 本業務の履行のために必要な資料を、甲は乙に貸与するが、本業務完了後、乙は速やかに甲に返還しなければならない。

(業務上の疑義)

第 12 条 本特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本特記仕様書に定めない事項については、監督員と協議を行い定めるものとする。

(機密の保持)

第 13 条 本業務に関する事項については、機密を厳守し無断で他に漏らしたり利用したりしてはならない。

(成果品)

第 14 条 本業務が完了したときは、乙は甲に以下のものを成果品として提出しなければならない。

(1) 業務成果品 2 部

(2) 上記電子データ (CD-R) 一式

2. 成果品はすべて、乙の社内決済を得たものでなければならない。

3. 甲は、前項の成果品を受領する前に、成果品についての所定の検査を行う。

(成果品の品質保証)

第 15 条 乙は業務の完了後、乙の過失または疎漏に起因する成果品の不良箇所が発見された場合は、甲が必要と認める訂正補足及びその他必要な作業を、乙の責任において実施しなければならない。